

フランス拡大生産者責任制度の特徴
～日本で制度化されていない品目に着目して～
Features of Extended Producers Responsibility Schemes in France

○田崎智宏*・松本津奈子**・小口正弘*
Tomohiro Tasaki, Tsunako Matsumoto, and Masahiro Oguchi

1. はじめに

循環経済政策が世界的に進展するなか、拡大生産者責任（以下、EPR）が改めて注目されており、関連する報告書¹⁾や論文の公表が増えている。EUでは、最初の循環経済政策パッケージが示された後の2018年廃棄物枠組み指令改正にて、EPR制度が少なくとも財務的責任を伴うものとして定義され、EPR制度の最低要件をEU加盟各国に求めることとなった。循環経済政策を先導するEUのなかで注目される国としてフランスがある。フランスでは20を超える品目が対象となる循環経済法が2020年に誕生し、生産者を巻き込みながらEPR政策を展開している²⁾。他方、日本ではEPRに関する目立った法制化はなかった。

そこで本研究では、日本におけるEPR法制度の導入や設計上の政策的な示唆を得ることを狙いとし、日本では見られないがフランス法ではEPR対象品目に指定されている製品を取り上げ、それら品目における制度設計の特徴や施行状況、日本が類似制度を採用する場合に注意すべき点を明らかにすることを目的とした。

2. 方法

日本の法律で対象となっておらず、自主的な取り組みも広がっていない品目のなかから、①量が多い品目、あるいは有害性などの特性のため取扱いに注意を要する品目、②施行状況の情報が得られる品目、③他の品目にはない特徴がある品目に着目して、医薬品、針状医療器具、化学品、たばこ、玩具の5品目を選定した。調査は仏語の文献³⁾ならびにウェブ情報に基づいて行った。不明な点があれば、フランス環境移行庁ADEME職員等への質問を行い、情報を補足した。

3. 結果

フランスEPR制度の全体像をまず述べる。基本的に、行政が直接的に運用するのではなく、生産者が協力して非営利の生産者責任団体PRO (éco-organisme) を立ち上げ、政府から認定を受けた計画をもとにPROが運用を行っている。「生産者」の定義は「廃棄物を発生させる製品、又はそれらの製造に使用される要素及び材料を開発、製造、取り扱い、加工、

* 国立環境研究所 National Institute for Environmental Studies
〒305-8506 茨城県つくば市小野川 16-2 TEL 029-850-2988 E-mail: tasaki.tomohiro@nies.go.jp

** 合同会社エコ・インテレクト

販売又は輸入する自然人又は法人」であり、生産者の活動は国家目標（例えば、2010年比で2030年に家庭系廃棄物の量を15%、事業系廃棄物の量を5%、それぞれ削減する。）に矛盾しないことが求められる。2023年には18部門の25の PRO が設立・認可されており、21万の生産者が PRO に加盟している。制度実施に必要な費用は、エコ料金（eco-contribution）として PRO が加盟している生産者から調達する。

調査した各品目に対する制度の概要を表 1 に示す。医薬品は未利用の医薬品が回収対象であり、それらが廃棄されて環境負荷がかかることを抑制するものである。紙箱や説明書は対象外であるが、一次包装も対象に含まれ、排出者が分別する手間を回避している。針状医療器具は患者自らが使うものが対象である。どちらも薬局等を通じて回収されたものを PRO が引き取り焼却処理を行う。化学品は、表 1 に示したように3つの PRO が各対象品目の回収・処理を行う。消火器の粉末や金属など、リサイクル可能なものはリサイクルされている。有害性を有する医薬品、針状医療器具、化学品の3品目で焼却に適するものは、日本では可燃ごみとして焼却処理すればよいという考えもありえるが、焼却を行わない自治体が存在することや、フランスではその費用について生産者の資金調達力が活用されていること、調達されたエコ料金から啓発活動費が支出されていることがあり、制度的措置で見習うべきところはあると考えられる。たばこは散乱ごみの清掃を行う自治体等と PRO が契約を結び、支援を行う。従来、罰則などで排出者責任を強化していたことが、EPR によって生産者が①財源調達と②回収物の処理の責任を担うように方向転換をしている点が注目に値する。玩具は、別のリサイクルスキームが用意されている電気電子機器に該当する玩具を除いたものが対象で、リユースとリペアを推進する制度設計が行われていた。

表 1 調査対象としたフランス EPR 制度の品目とその制度の概要³⁾

	未利用医薬品（一次包装含む）	針状医療器具（14 品目）	化学品			たばこ及びたばこ製品	玩具（電気電子機器該当玩具を除く）
			信号発火装置	消火器	他の化学品（8 品目群）		
PRO(2024 年加入数)	Cyclemed (230 社)	DASTRI (87 社)	PYRéO (11 社)	ECOPAE (41 社)	EcoDDS (1065 社)	ALCOMÉ (49 社)	Ecomaison (2263 社)
上市量	18 万トン (2023)	1710 トン (2023)	82 万トン (2023)	1591 トン (2022)	470 万トン (2022)	449.5 億個 (2023)	15 万トン (2023)
回収率	71.5% (2023)	84.0% (2023)	51% (2023)	22.1% (2022)	地域回収目標 0.6kg/人は本土の多くで達成	地域カバー率 26% (2023)	26% (2023)
処理の方法	焼却	焼却と無害化（電気機具 2 品目はリサイクルも実施）	高温処理と焼却。リサイクルが 2 割	リサイクルと埋立。わずかにリユース	主にエネルギー回収。残りは焼却とわずかにリサイクル	焼却	リユース、リサイクル、熱回収、埋立

参考文献 1) Global Action Partnership for EPR ホームページ, 2) Vernier J. (2021) Field Actions Science Reports, 23: 22-25, 3) ADEME および各 PRO の各種資料より作成